

JAさいかつ プレ年金友の会会員向け



金利上乘せ定期積金

ね

<

す

と

次のステージのために今できること・・・

【期間】平成30年4月2日（月）から平成31年3月29日（金）まで

5年以内に年金受給権が発生する方で、JAさいかつに年金受給口座をご指定いただける方へ

契約時点の店頭金利の利回りに

上乘せ 年 **0.15** %

□更にJAさいかつに給振指定頂くと

上乘せ 年 **0.20** %

ご利用いただける方

今後5年以内に公的年金の受給権が発生する方で、当組合でこれから公的年金（国民、厚生、共済年金）等の年金受給口座をご指定いただける方

掛 込 方 法

毎月掛込での自動振替や現金入金

掛 込 金 額

1万円以上3万円以下（千円単位）

上 限

お一人様3万円まで

掛 込 期 間

6ヶ月以上5年以下

*ただし、年金受給権が発生する月の前月までを最長掛込期間とします

歌謡ショー、親睦
旅行への参加
毎年、会員の皆様に
記念品の贈呈などの
特典があります♪

当JAで年金を受給していただくと自動的に年金友の会会員になり、
色々な特典を受けることができます



彦成北支店	☎048-958-1101	東和支店	☎048-955-5321	八幡支店	☎048-996-5571
彦成南支店	☎048-952-5111	戸ヶ崎支店	☎048-955-6131	松伏支店	☎048-991-4431
三郷支店	☎048-952-2131	八潮八條支店	☎048-996-2101	吉川支店	☎048-982-0030
早稲田支店	☎048-957-2001	潮止支店	☎048-996-9121	旭支店	☎048-991-2157
				三輪野江支店	☎048-982-0156

<http://www.ja-saikatsu.or.jp/>

商品概要説明書

プレ年金友の会会員向け金利上乗せ定期積金

(平成 30 年 4 月 2 日現在適用中)

1. 商品名 (愛称名)	・定期積金(定額式) 愛称名: プレねんきん定期積金「ねくすと」
2. 販売対象	・5年以内に公的年金(国民・厚生・労災・各種共済)の受給権が発生する方で当組合でこれから公的年金の年金受給口座をご指定いただける方
3. 期間	・定額式 6ヶ月以上5年以下 (但し、年金受給権が発生する月の前月までを最長掛込期間とします。)
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 払込単位	・定額式による毎月掛込(契約期間内で掛金を分割受入) ・集金、自動振替(両方可) ・1万円以上3万円以下(千円単位) (但しお一人様の上限を3万円とする)
5. 使用媒体	・証書式のみ
6. 支払方法	・給付契約金(掛金総額+給付補填金)について満期日以後に一括して支払います
7. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	・契約時点での店頭表示の利回りに表面の金利を上乗せした利回りを満期日まで適用 ・満期日以後に一括して支払います ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に利回りを乗じて計算 ・個人の場合は20.315%(国税15.315%、地方税5%)の分離課税 ・金利(年利回り)は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
8. 手数料	—
9. 付加できる特約事項	・普通貯金等からの自動振替による受入ができます。
10. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約する場合は、掛込総額および解約日の普通貯金利率により計算した利息とともに払い戻します。
11. 貯金(預金)保険制度 (公的制度)	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合本支店または金融共済部(電話:048-952-2105)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、埼玉県農業協同組合中央会が設置・運営する埼玉県JAバンク相談所(電話:048-823-7231)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部または埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。 埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記埼玉県JAバンク相談所にお申し出ください。)
13. その他参考となる事項	・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。または当初契約時の店頭表示の利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

※販売期間は平成30年4月2日から平成31年3月29日までもしくは給付額が10億円に達した時点で終了とさせていただきます。